



(書式)  
**第三条** 法又はこの省令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

法第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の納付通知書及び法第二十四条第二項前段(譲渡担保権者の物的納税責任)の書面	別紙第一号書式
法第三十二条第二項の納付催告書	別紙第二号書式
法第五十四条(差押調査)の差押調査書	別紙第三号書式
法第六十二条第一項(差押えの手続及び効力発生時期)及び法第六十二条の第二項(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)の債権差押通知書(第三債務者に対するものに限る)	別紙第四号の二書式
法第六十二条の第二項の債権差押通知書(電子債権記録機関に対するものに限る)	別紙第四号の二書式
法第六十八条第一項(不動産の差押えの手続及び効力発生時期)(法第七十条第一項(船舶又は航空機の差押え)又は法第七十一条第一項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)において準用する場合を含む)及び法第七十二条第一項(特許権等)の差押えの手続及び効力発生時期の差押書	別紙第五号書式
法第七十三条第一項(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書	別紙第六号書式
法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書(発行者に対するものに限る)	別紙第六号の二書式
法第七十三条の二第一項の差押通知書(振替機関等に対するものに限る)	別紙第六号の三書式

法第八十二条第一項(交付要求の手続)の交付要求書	別紙第七号書式
法第八十六条第一項(参加差押えの手続)の参加差押書	別紙第八号書式
法第一百八条(売却決定通知書の交付)の売却決定通知書	別紙第九号書式
法第一百三十一条(配当計算書)の配当計算書	別紙第十号書式
法第一百四十六条第一項(搜索調査の作成)の搜索調査書	別紙第十一号書式
法第一百四十七条第一項(身分証明書等の提示等)の身分証明書並びに前条第二項の国税収納官吏章及び同条第三項の歳入歳出外現金出納官吏章	別紙第十二号書式
法第六十七条第四項(差し押さえた債権の取立て)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十五条第二項(納付委託)の納付受託証書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。	別紙第十三号書式
令第五十条(滞納処分費の納入の告知の手続)の納入告知書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則別紙第二号書式又は第二号の二書式にこれらの書式中「納税告知書」を「納入告知書」とすることその他所要の調整を加えたものによる。	別紙第十四号書式

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。  
**附則** (平成一四年三月二九日財務省令第二一号)  
 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。  
 2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。  
**附則** (平成一四年二月二七日財務省令第七二号) 抄  
**(施行期日)**  
 第一条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。  
**附則** (平成一五年三月三一日財務省令第三六号)  
 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
 2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。  
**附則** (平成一九年三月三〇日財務省令第一八号)  
 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成二十年一月四日から施行する。  
**附則** (平成二〇年一月二六日財務省令第六九号)  
 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。  
**附則** (平成二〇年二月二二日財務省令第八四号) 抄  
**(施行期日)**  
 第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。  
**第二条** 第五条の規定による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
**附則** (平成三〇年三月三一日財務省令第二四号)  
 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。  
**附則** (平成三一年三月二九日財務省令第一三号)  
 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

**附則** (令和二年三月三一日財務省令第二〇号) 抄  
**(施行期日)**  
 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。  
**附則** (令和三年三月三一日財務省令第二〇号)  
**(施行期日)**  
 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。  
**附則** (令和四年三月三一日財務省令第二二号)  
**(施行期日)**  
 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
 2 改正後の国税徴収法施行規則第一条の四の規定は、この省令の施行の日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売について適用する。  
**附則** (令和五年三月三一日財務省令第一八号)  
 この省令は、令和六年一月一日から施行する。  
**附則** (令和六年三月三〇日財務省令第二三号)  
 この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。









